

社会資本整備総合交付金における下水道事業においては、持続可能な経済社会の実現に資するとの考えの下、下水道の公共的役割・性格を勘案し、地域の特性等に配慮しつつ、以下の事業に特化して策定される整備計画に対して重点配分を行うこととする。

## 【社会資本整備総合交付金】（下水道事業）

- ① **アクションプランに基づく下水道未普及対策事業（汚水処理施設整備が概成していない団体に限る）**
- ② PPP／PFI、下水汚泥のエネルギー・肥料利用、広域化・共同化の取組を推進するため追加的に必要となる下水道事業
- ③ コンセッション事業及び上下水道一体のウォーターPPP事業に含まれる下水道施設の設置・改築

### 整備計画の目標例

- ・ 汚水処理人口普及率の向上
- ・ 下水道バイオマスリサイクル率の向上

### （参考）社会資本整備重点計画等におけるKPI・指標

- ・ 汚水処理人口普及率  
R元年度 約92% → R8年度 約95%
- ・ 下水道バイオマスリサイクル率  
R元年度 約34% → R7年度 約45%

（注）公営企業会計を適用した地方公共団体においては、以下のいずれにも該当しないことを要件とする。

- ① 経費回収率の向上に向けたロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- ② 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m<sup>3</sup>未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。